

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (046-804-3371) (月～金曜日 08:30～17:30)

担当 介護支援専門員 鈴木 邦枝 / 管理者 鈴木 邦枝

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	まあいケアプラン
所在地	神奈川県横須賀市大津一丁目8-34コーポ松102
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (第1471908010号)
サービス提供地域	横須賀市全域及び三浦市全域及び葉山町全域
課題分析方式	当事業所様式

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 2名
事務員 1名

(3) 営業時間

月～金曜日 08時30分から17時30分まで

※ (土曜・日曜・祝日・12月30日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 1 1 7 7 2 円 要介護 3・4・5 1 5 2 9 5 円

② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 5 8 9 6 円 要介護 3・4・5 7 6 3 1 円

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3 5 3 3 円 要介護 3・4・5 4 5 7 4 円

④ 加算を算定した場合

高齢者虐待防止措置未実施減算 1ヶ月につき - 1 / 1 0 0 円

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 名以上に

居宅介護支援を行う場合 1ヶ月につき × 9 5 / 1 0 0 円

特定事業所集中減算 1ヶ月につき - 2 1 6 8 円

初回加算 1ヶ月につき 3 2 5 2 円

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 2 7 1 0 円

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 2 1 6 8 円

退院・退所加算 (I) イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 4 8 7 8 円

退院・退所加算 (I) ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 6 5 0 4 円

退院・退所加算 (II) イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 6 5 0 4 円

退院・退所加算 (II) ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 8 1 3 0 円

退院・退所加算 (III) 入院または入所期間中 1 回を限度に 9 7 5 6 円

通院時情報連携加算 1月に 1 回を限度に 5 4 2 円

特定事業所加算 (I) 1ヶ月につき 0 円

特定事業所加算 (II) 1ヶ月につき 0 円

特定事業所加算 (III) 1ヶ月につき 0 円

特定事業所加算 (A) 1ヶ月につき 0 円

特定事業所医療介護連携加算 1ヶ月につき 0 円

緊急時等居宅カンファレンス加算 月 2 回程度 2 1 6 8 円

ターミナルケアマネジメント加算 1ヶ月につき 4 3 3 6 円

* (死亡日及び死亡日前 10 日以内に 2 日以上在宅の訪問等を行った場合)

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料

利用者様はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

4. 当事業所のサービス方針

- (1) 自宅にて介護が必要のある高齢者の方の日々の生活に張り・生甲斐をお持ちいただけるようなサービス計画を作成いたします。
- (2) 介護支援専門員等は日ごろ研修会・講演会等にて参加しサービス計画作成の質の向上に努めます。
- (3) 訪問時利用者様宅にある物品を損害してしまった・利用者様に怪我をさせた等の場合契約書の第 14 条に基づき誠意をもって対応させていただきます。(契約書第 14 条関連)

5. 秘密保持

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者鈴木邦枝までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。連絡先は 046-804-3371 です。対応時間は 8:30~17:30（土曜・日曜・祝日・12/30~1/3 を除く）

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

横須賀市 市町村介護保険	相談窓口 所在地 電話番号 FAX 番号 対応時間	横須賀市民生局福祉子ども部介護保険課 給付係 横須賀市小川町11 046-822-8253 046-827-8845 08:30~17:15（土曜・日曜・祝日を除く）
三浦市 市町村介護保険	相談窓口 所在地 電話番号 FAX 番号 対応時間	高齢介護課 三浦市城山町1-1 046-882-1111（代表） （内線348・352・354） 046-882-2836 08:30~17:15（土曜・日曜・祝日を除く）
葉山町 市町村介護保険	相談窓口 所在地 電話番号 FAX 番号 対応時間	福祉部福祉課 介護高齢係 三浦郡葉山町堀内2135 046-876-1111（代表） （内線231~236） 046-876-1717 08:30~17:00（土曜・日曜・祝日を除く）
神奈川県国民 健康保険団体連合会 （国保連）	相談窓口 所在地 電話番号 対応時間	苦情相談 直通ダイヤル 横浜市西区楠町27-1 045-329-3447 08:30~17:15（土曜・日曜・祝日を除く）

(3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

7. 事故発生時の対応

- 1 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- 2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 : あいおいニッセイ同和損保 (事故受付ダイヤル 0120-985-024)

(保険代理店: AD インシュアランスサービス横須賀 046-884-8073)

保険名 : 介護保険・社会福祉事業者総合保険

8. 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

(1) 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

(2) 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

(3) 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

***注意事項**

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

9. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は下記のとおりである。

尚、下記の情報は、介護情報公表制度において公表する。

- (1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	%
通所介護	%
地域密着型通所介護	%
福祉用具貸与	%

- (2) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護			
通所介護			
地域密着型通所介護			
福祉用具貸与			

本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

年 月 日

【 事 業 者 】 まあいケアプラン

【 事 業 所 】 横須賀市大津一丁目8-34コーポ松102

【 説 明 者 】 氏名 _____

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

年 月 日

【 利 用 申 込 者 】

住 所 _____

氏 名 _____

【 利 用 者 家 族 】

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄)

【 代 理 人 】

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄)